

市第97号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第134号中「及び第139号の14」を「、第139号の14、第139号の19及び第139号の22」に改め、同条中第139号の18を第139号の24とし、同条第139号の17中「同」を「1件につき」に改め、同号を同条第139号の23とし、同条第139号の16の次に次の6号を加える。

(139) の17 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定す

る登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物調査機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号、次号、第 139 号の 20 及び第 139 号の 21 において同じ。）の場合

同

4,900 円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号、次号、第 139 号の 20 及び第 139 号の 21 において同じ。）の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）

(ア) 同時に申請を行う住戸の 合計数（以下この号、次号 、第 139 号の20及び第 139 号の21において「同時申請 住戸数」という。）が 1 戸 のとき。	同	4,900 円
(イ) 同時申請住戸数が 2 戸以 上 5 戸以下のとき。	同	9,600 円
(ウ) 同 6 戸以 上 10 戸以下のとき。	同	16,000 円
(エ) 同 11 戸以 上 25 戸以下のとき。	同	27,000 円
(オ) 同 26 戸以 上 50 戸以下のとき。	同	45,000 円
(カ) 同 51 戸以 上 100 戸以下のとき。	同	81,000 円
(キ) 同 101 戸 以上 200 戸以下のとき。	同	130,000 円
(ク) 同 201 戸 以上 300 戸以下のとき。	同	160,000 円
(ケ) 同 301 戸 以上のとき。	同	170,000 円
ウ 一戸建ての住宅以外の建築 物の場合（当該建築物の全体 について当該申請をする場合		

に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。)は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(7) 共同住宅等の住戸部分

a 住戸の総数が 1 戸のとき。	4,900 円
b 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	9,600 円
c 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	16,000 円
d 同 11 戸以上 25 戸以下のとき。	27,000 円
e 同 26 戸以上 50 戸以下のとき。	45,000 円
f 同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	81,000 円
g 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	130,000 円
h 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	160,000 円
i 同 301 戸以上のとき。	170,000 円

(1) 共用部分 (共同住宅等の

住戸部分以外の部分をいう。  
。以下この号、次号、第13  
9号の20及び第139号の21  
において同じ。)

- a 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のとき。 9,600円
- b 同  
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき。 27,000円
- c 同  
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき。 81,000円
- d 同  
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。 130,000円
- e 同  
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき。 160,000円
- f 同  
25,000平方メートル

を超えるとき。	200,000 円
(ウ) 非住宅部分（建築物のうち(ア)及び(イ)以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の20及び第 139 号の 21において同じ。）	
a 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき。	9,600 円
b 同 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のとき。	27,000円
c 同 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき。	81,000円
d 同 5,000 平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。	130,000 円
e 同 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき。	160,000 円

f 同

25,000平方メートル

ルを超えるとき。

200,000 円

(139) の18 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合 1 件につき 34,000円

イ 共同住宅等の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）

(ア) 同時申請住戸数が1戸のとき。 同 34,000円

(イ) 同 2戸以上5戸以下のとき。 同 69,000円

(ウ)	同	6 戸以 上10戸以下のとき。	同	97,000円
(エ)	同	11戸以 上25戸以下のとき。	同	140,000 円
(オ)	同	26戸以 上50戸以下のとき。	同	200,000 円
(カ)	同	51戸以 上 100 戸以下のとき。	同	280,000 円
(キ)	同	101 戸 以上 200 戸以下のとき。	同	380,000 円
(ク)	同	201 戸 以上 300 戸以下のとき。	同	500,000 円
(ケ)	同	301 戸 以上のとき。	同	590,000 円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア)	共同住宅等の住戸部分		
a	住戸の総数が 1 戸のとき。		34,000円



b	同	2 戸以上 5 戸以下のとき。	69,000 円
c	同	6 戸以上 10 戸以下のとき。	97,000 円
d	同	11 戸以上 25 戸以下のとき。	140,000 円
e	同	26 戸以上 50 戸以下のとき。	200,000 円
f	同	51 戸以上 100 戸以下のとき。	280,000 円
g	同	101 戸以 上 200 戸以下のとき。	380,000 円
h	同	201 戸以 上 300 戸以下のとき。	500,000 円
i	同	301 戸以 上のとき。	590,000 円
(1)	共用部分		
a	共用部分の床面積の合 計が 300 平方メートル以 下のとき。		110,000 円
b	同	300 平方メートルを 超え、2,000 平方メート ル以下のとき。	180,000 円
c	同		

	2,000 平方メートル を超え、5,000 平方メー トル以下のとき。	280,000 円
d	同	
	5,000 平方メートル を超え、10,000 平方メー トル以下のとき。	360,000 円
e	同	
	10,000 平方メートル を超え、25,000 平方メー トル以下のとき。	430,000 円
f	同	
	25,000 平方メートル を超えるとき。	500,000 円
(ウ)	非住宅部分	
a	非住宅部分の床面積の 合計が 300 平方メートル 以下のとき。	240,000 円
b	同	
	300 平方メートル を超え、2,000 平方メー トル以下のとき。	380,000 円
c	同	
	2,000 平方メー トルを超え、5,000 平方メ	

ートル以下のとき。 550,000 円

d 同

5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のとき。 670,000 円

e 同

10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のとき。 790,000 円

f 同

25,000 平方メートルを超えるとき。 900,000 円

(139) の19 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。

）の認定申請手数料は、1 件につき認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ前 2 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としな

い 建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする  
建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積に応じ第 139 号の 9 イ(ア)及び(イ)に掲げる額を合計した額

## ウ 建築設備の場合

第 135 号ア及びイに掲げる  
手数料の区分に従い、それ  
ぞれ当該手数料の額と同一  
の額

## (139) の20 都市の低炭素化の促進

に関する法律第55条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第 2 項において準用する同法第54条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第55条第 2 項において準用する同法第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものに限る。）の変更認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合

1 件につき

2,400 円

イ 共同住宅等の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）

(ア) 同時申請住戸数が 1 戸の

とき。	同	2,400 円
(イ) 同 2 戸以 上 5 戸以下のとき。	同	4,800 円
(ロ) 同 6 戸以 上 10 戸以下のとき。	同	8,000 円
(ハ) 同 11 戸以 上 25 戸以下のとき。	同	13,500 円
(ニ) 同 26 戸以 上 50 戸以下のとき。	同	22,500 円
(ホ) 同 51 戸以 上 100 戸以下のとき。	同	40,500 円
(ヘ) 同 101 戸 以上 200 戸以下のとき。	同	65,000 円
(セ) 同 201 戸 以上 300 戸以下のとき。	同	80,000 円
(ソ) 同 301 戸 以上のとき。	同	85,000 円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

- (7) 共同住宅等の住戸部分（既に都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）
- |   |                      |         |
|---|----------------------|---------|
| a | 当該住戸部分の住戸の総数が1戸のとき。  | 2,400円  |
| b | 同<br>2戸以上5戸以下のとき。    | 4,800円  |
| c | 同<br>6戸以上10戸以下のとき。   | 8,000円  |
| d | 同<br>11戸以上25戸以下のとき。  | 13,500円 |
| e | 同<br>26戸以上50戸以下のとき。  | 22,500円 |
| f | 同<br>51戸以上100戸以下のとき。 | 40,500円 |

g	同	
	101 戸以上 200 戸	
	以下のとき。	65,000円
h	同	
	201 戸以上 300 戸	
	以下のとき。	80,000円
i	同	
	301 戸以上のとき	
	。	85,000円
(1)	共用部分（既に当該認定 を受けた部分に限る。）	
a	当該共用部分の床面積 の合計が 300 平方メー トル以下のとき。	4,800 円
b	同	
	300 平方メー トルを超え、2,000 平方メ ートル以下のとき。	13,500円
c	同	
	2,000 平方メー トルを超え、5,000 平方 メートル以下のとき。	40,500円
d	同	
	5,000 平方メー トルを超え、10,000平方	



	メートル以下のとき。	65,000円
e	同	
	10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき。	80,000円
f	同	
	25,000平方メートルを超えるとき。	100,000円
(ウ)	非住宅部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）	
a	当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき。	4,800円
b	同	
	300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のとき。	13,500円
c	同	
	2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき。	40,500円
d	同	
	5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のとき。	65,000円

e 同

10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき。 80,000円

f 同

25,000平方メートルを超えるとき。 100,000円

(I) (ア)、(イ)及び(ウ)以外の共同住宅等の住戸部分、共用部分及び非住宅部分 これらの部分について第139号の17ウの規定により算出した額

(139) の21 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものを除く。）の変更認定申請手数料は、認定の対象範囲及び

申請に係る住戸の数又は床面積  
に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合	1 件につき	17,000円
イ 共同住宅等の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）		
(ア) 同時申請住戸数が 1 戸のとき。	同	17,000円
(イ) 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	34,500円
(ウ) 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	48,500円
(エ) 同 11 戸以上 25 戸以下のとき。	同	70,000円
(オ) 同 26 戸以上 50 戸以下のとき。	同	100,000 円
(カ) 同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	同	140,000 円
(キ) 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	同	190,000 円
(ク) 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	同	250,000 円
(ケ) 同 301 戸以上のとき。	同	295,000 円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(7) 共同住宅等の住戸部分（既に都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| a 当該住戸部分の住戸の総数が1戸のとき。 | 17,000円 |
| b 同<br>2戸以上5戸以下のとき。   | 34,500円 |
| c 同<br>6戸以上10戸以下のとき。  | 48,500円 |
| d 同                   |         |

	11戸以上25戸以下 のとき。	70,000円
e	同	
	26戸以上50戸以下 のとき。	100,000円
f	同	
	51戸以上 100 戸以 下のとき。	140,000円
g	同	
	101 戸以上 200 戸 以下のとき。	190,000円
h	同	
	201 戸以上 300 戸 以下のとき。	250,000円
i	同	
	301 戸以上のとき 。	295,000円
(1)	共用部分（既に当該認定 を受けた部分に限る。）	
a	当該共用部分の床面積 の合計が 300 平方メー トル以下のとき。	55,000円
b	同	
	300 平方メー トルを超え、 2,000 平方メ	

	メートル以下のとき。	90,000円
c	同	
	2,000 平方メー トルを超え、5,000 平方 メートル以下のとき。	140,000 円
d	同	
	5,000 平方メー トルを超え、10,000 平方 メートル以下のとき。	180,000 円
e	同	
	10,000 平方メー トルを超え、25,000 平方 メートル以下のとき。	215,000 円
f	同	
	25,000 平方メー トルを超えるとき。	250,000 円
(ウ)	非住宅部分（既に当該認 定を受けた部分に限る。）	
a	当該非住宅部分の床面 積の合計が 300 平方メー トル以下のとき。	120,000 円
b	同	
	300 平方メー トルを超え、2,000 平方 メートル以下のとき。	190,000 円

c 同	2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき。	275,000 円
d 同	5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のとき。	335,000 円
e 同	10,000 平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のとき。	395,000 円
f 同	25,000 平方メートルを超えるとき。	450,000 円

(I) (ア)、(イ)及び(ウ)以外の共同住宅等の住戸部分、共用部分及び非住宅部分

これらの部分について第13号の18ウの規定により算出した額

(139) の22 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に

よる申出をする場合に限る。) の変更認定申請手数料は、1 件につき認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ前 2 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計



画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積に応じ第 139 号の 9 イ(ア)及びイ(イ)に掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第 135 号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

第 7 条ただし書中「及び第 139 号の 14 イ」を「、第 139 号の 14 イ、第 139 号の 19 イ及び第 139 号の 22 イ」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

提 案 理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例

市第 97 号

の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 133 号まで省略）

(134) 建築基準法第 6 条第 1 項（

同法第 87 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。）の規定

に基づく建築物の確認申請手数料（同法第 6 条第 5 項の構造

計算適合性判定（以下「構造判定」という。）を必要としない

ものに限る。以下この号において同じ。）は、それぞれ次のと

おりとし、変更等（建築物の計画の変更、移転、大規模の修繕

及び大規模の模様替をする場合をいう。以下この号、次号、第

139 号の 2、第 139 号の 3、

第 139 号の 9、第 139 号の 10、

第 139 号の 12、第 139 号の 14、  
及び第 139 号の 14

第 139 号の 19 及び第 139 号の 22

において同じ。）及び用途の変

更に係る確認申請手数料（変更等及び用途の変更をする場合の当該部分に係る確認申請手数料に限る。）は、それぞれ当該床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積による。）に該当する額とする。

（アからサまで及び第134号の2から第139号の16まで省略）

(139) の 17 都市の低炭素化の促進

に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律

第 5 条 第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物調査機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号、次号、第 139 号の 20 及び第 139 号の 21 において同じ。）の場合

同

4,900 円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号、次号、第 139 号の 20 及び第 139 号の 21 において同じ。）の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）

(7) 同時に申請を行う住戸の合計数（以下この号、次号

<u>、第 139 号の 20 及び第 139</u>		
<u>号の 21 において「同時申請</u>		
<u>住戸数」という。）が 1 戸</u>		
<u>のとき。</u>	同	<u>4,900 円</u>
(イ) <u>同時申請住戸数が 2 戸以</u>		
<u>上 5 戸以下のとき。</u>	同	<u>9,600 円</u>
(ウ) <u>同</u>	<u>6 戸以</u>	
<u>上 10 戸以下のとき。</u>	同	<u>16,000 円</u>
(エ) <u>同</u>	<u>11 戸以</u>	
<u>上 25 戸以下のとき。</u>	同	<u>27,000 円</u>
(オ) <u>同</u>	<u>26 戸以</u>	
<u>上 50 戸以下のとき。</u>	同	<u>45,000 円</u>
(カ) <u>同</u>	<u>51 戸以</u>	
<u>上 100 戸以下のとき。</u>	同	<u>81,000 円</u>
(キ) <u>同</u>	<u>101 戸</u>	
<u>以上 200 戸以下のとき。</u>	同	<u>130,000 円</u>
(ク) <u>同</u>	<u>201 戸</u>	
<u>以上 300 戸以下のとき。</u>	同	<u>160,000 円</u>
(ケ) <u>同</u>	<u>301 戸</u>	
<u>以上のとき。</u>	同	<u>170,000 円</u>
<u>ウ 一戸建ての住宅以外の建築</u>		
<u>物の場合（当該建築物の全体</u>		
<u>について当該申請をする場合</u>		
<u>に限り、同時に住戸部分につ</u>		
<u>いて当該申請をする場合を含</u>		

む。) は、1 件につき次に掲  
げる額のうち当該申請に係る  
ものを合計した額

(7) 共同住宅等の住戸部分

a	<u>住戸の総数が 1 戸のと</u> <u>き。</u>	<u>4,900 円</u>
b	<u>同</u> <u>2 戸以上</u> <u>5 戸以下のとき。</u>	<u>9,600 円</u>
c	<u>同</u> <u>6 戸以上</u> <u>10 戸以下のとき。</u>	<u>16,000 円</u>
d	<u>同</u> <u>11 戸以上</u> <u>25 戸以下のとき。</u>	<u>27,000 円</u>
e	<u>同</u> <u>26 戸以上</u> <u>50 戸以下のとき。</u>	<u>45,000 円</u>
f	<u>同</u> <u>51 戸以上</u> <u>100 戸以下のとき。</u>	<u>81,000 円</u>
g	<u>同</u> <u>101 戸以</u> <u>上 200 戸以下のとき。</u>	<u>130,000 円</u>
h	<u>同</u> <u>201 戸以</u> <u>上 300 戸以下のとき。</u>	<u>160,000 円</u>
i	<u>同</u> <u>301 戸以</u> <u>上のとき。</u>	<u>170,000 円</u>

(1) 共用部分（共同住宅等の  
住戸部分以外の部分をいう  
。以下この号、次号、第 13

9号の20及び第139号の21

において同じ。)

a 共用部分の床面積の合

計が300平方メートル以

下のとき。

9,600円

b 同

300平方メートルを

超え、2,000平方メートル

以下のとき。

27,000円

c 同

2,000平方メートルを

超え、5,000平方メートル

以下のとき。

81,000円

d 同

5,000平方メートルを

超え、10,000平方メー

トル以下のとき。

130,000円

e 同

10,000平方メートル

を超え、25,000平方メー

トル以下のとき。

160,000円

f 同

25,000平方メートル

を超えるとき。

200,000円

(ウ) 非住宅部分(建築物のう



ち(ア)及び(イ)以外の部分をい  
う。以下この号、次号、第  
139 号の 20 及び第 139 号の  
21 において同じ。)

a 非住宅部分の床面積の  
合計が 300 平方メートル  
以下のとき。 9,600 円

b 同  
300 平方メートル  
を超え、2,000 平方メー  
トル以下のとき。 27,000 円

c 同  
2,000 平方メートル  
を超え、5,000 平方メー  
トル以下のとき。 81,000 円

d 同  
5,000 平方メートル  
を超え、10,000 平方メー  
トル以下のとき。 130,000 円

e 同  
10,000 平方メー  
トルを超え、25,000 平方メ  
ートル以下のとき。 160,000 円

f 同  
25,000 平方メー

ルを超えるとき。

200,000 円

(139) の 18 都市の低炭素化の促進

に関する法律第53条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画（同法第54条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合                      1 件につき                      34,000 円

イ 共同住宅等の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）

(ア) 同時申請住戸数が1戸のとき。                      同                      34,000 円

(イ) 同                      2 戸以上5 戸以下のとき。                      同                      69,000 円

(ウ) 同                      6 戸以上10 戸以下のとき。                      同                      97,000 円

(エ)	同	<u>11 戸以</u>	
		<u>上 25 戸以下のとき。</u>	同 <u>140,000 円</u>
(オ)	同	<u>26 戸以</u>	
		<u>上 50 戸以下のとき。</u>	同 <u>200,000 円</u>
(カ)	同	<u>51 戸以</u>	
		<u>上 100 戸以下のとき。</u>	同 <u>280,000 円</u>
(キ)	同	<u>101 戸</u>	
		<u>以上 200 戸以下のとき。</u>	同 <u>380,000 円</u>
(ク)	同	<u>201 戸</u>	
		<u>以上 300 戸以下のとき。</u>	同 <u>500,000 円</u>
(ケ)	同	<u>301 戸</u>	
		<u>以上のとき。</u>	同 <u>590,000 円</u>
ウ	<u>一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額</u>		
(ア)	<u>共同住宅等の住戸部分</u>		
	a	<u>住戸の総数が 1 戸のとき。</u>	<u>34,000 円</u>
	b	<u>同 2 戸以上</u>	
		<u>5 戸以下のとき。</u>	<u>69,000 円</u>

<u>c</u>	<u>同</u>	<u>6戸以上</u> <u>10戸以下のとき。</u>	<u>97,000円</u>
<u>d</u>	<u>同</u>	<u>11戸以上</u> <u>25戸以下のとき。</u>	<u>140,000円</u>
<u>e</u>	<u>同</u>	<u>26戸以上</u> <u>50戸以下のとき。</u>	<u>200,000円</u>
<u>f</u>	<u>同</u>	<u>51戸以上</u> <u>100戸以下のとき。</u>	<u>280,000円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	<u>101戸以</u> <u>上200戸以下のとき。</u>	<u>380,000円</u>
<u>h</u>	<u>同</u>	<u>201戸以</u> <u>上300戸以下のとき。</u>	<u>500,000円</u>
<u>i</u>	<u>同</u>	<u>301戸以</u> <u>上のとき。</u>	<u>590,000円</u>

(1) 共用部分

<u>a</u>	<u>共用部分の床面積の合</u> <u>計が300平方メートル以</u> <u>下のとき。</u>	<u>110,000円</u>
<u>b</u>	<u>同</u> <u>300平方メートルを</u> <u>超え、2,000平方メートル</u> <u>以下のとき。</u>	<u>180,000円</u>
<u>c</u>	<u>同</u> <u>2,000平方メートルを</u> <u>超え、5,000平方メートル</u>	

- 以下のとき。 280,000 円
- d 同
- 5,000 平方メートルを  
超え、10,000 平方メー  
トル以下のとき。 360,000 円
- e 同
- 10,000 平方メートル  
を超え、25,000 平方メー  
トル以下のとき。 430,000 円
- f 同
- 25,000 平方メートル  
を超えるとき。 500,000 円
- (ウ) 非住宅部分
- a 非住宅部分の床面積の  
合計が 300 平方メートル  
以下のとき。 240,000 円
- b 同
- 300 平方メートル  
を超え、2,000 平方メー  
トル以下のとき。 380,000 円
- c 同
- 2,000 平方メートル  
を超え、5,000 平方メー  
トル以下のとき。 550,000 円
- d 同

5,000 平方メートル  
を超え、10,000 平方メー  
トル以下のとき。 670,000 円

e 同

10,000 平方メー  
トルを超え、25,000 平方メ  
ートル以下のとき。 790,000 円

f 同

25,000 平方メー  
トルを超えるとき。 900,000 円

(139) の 19 都市の低炭素化の促進

に関する法律第 53 条第 1 項の規  
定に基づく低炭素建築物新築等  
計画（同法第 54 条第 2 項の規定  
による申出をする場合に限る。

）の認定申請手数料は、1 件に  
つき認定の対象範囲及び申請に  
係る住戸の数又は床面積に応じ  
前 2 号に掲げる額と同項の規定  
による申出に係る建築物又は建  
築設備に応じ次に掲げる額を合  
計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としな

い建築物の場合

建築物の床面積（変更等に  
係る場合においては、当該

変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第134号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第134号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積に応じ第139号の9イ(ア)及び(イ)に掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第135号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それ





	<u>上 5 戸以下のとき。</u>	同	<u>4,800 円</u>
(ウ)	同	<u>6 戸以</u>	
	<u>上 10 戸以下のとき。</u>	同	<u>8,000 円</u>
(エ)	同	<u>11 戸以</u>	
	<u>上 25 戸以下のとき。</u>	同	<u>13,500 円</u>
(オ)	同	<u>26 戸以</u>	
	<u>上 50 戸以下のとき。</u>	同	<u>22,500 円</u>
(カ)	同	<u>51 戸以</u>	
	<u>上 100 戸以下のとき。</u>	同	<u>40,500 円</u>
(キ)	同	<u>101 戸</u>	
	<u>以上 200 戸以下のとき。</u>	同	<u>65,000 円</u>
(ク)	同	<u>201 戸</u>	
	<u>以上 300 戸以下のとき。</u>	同	<u>80,000 円</u>
(ケ)	同	<u>301 戸</u>	
	<u>以上のとき。</u>	同	<u>85,000 円</u>
ウ	<u>一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額</u>		
(ア)	<u>共同住宅等の住戸部分（既に都市の低炭素化の促進</u>		

に関する法律第54条第1項

(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)

の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。)

a 当該住戸部分の住戸の総数が1戸のとき。

2,400円

b 同

2戸以上5戸以下

のとき。

4,800円

c 同

6戸以上10戸以下

のとき。

8,000円

d 同

11戸以上25戸以下

のとき。

13,500円

e 同

26戸以上50戸以下

のとき。

22,500円

f 同

51戸以上100戸以

下のとき。

40,500円

g 同

101戸以上200戸

<u>以下のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
<u>h 同</u>	
<u>201 戸以上 300 戸</u>	
<u>以下のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
<u>i 同</u>	
<u>301 戸以上のとき</u>	
<u>。</u>	<u>85,000 円</u>
<u>(1) 共用部分（既に当該認定</u>	
<u>を受けた部分に限る。）</u>	
<u>a 当該共用部分の床面積</u>	
<u>の合計が 300 平方メー</u>	
<u>トル以下のとき。</u>	<u>4,800 円</u>
<u>b 同</u>	
<u>300 平方メー</u>	
<u>トルを超え、2,000 平方メー</u>	
<u>トル以下のとき。</u>	<u>13,500 円</u>
<u>c 同</u>	
<u>2,000 平方メー</u>	
<u>トルを超え、5,000 平方メー</u>	
<u>トル以下のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
<u>d 同</u>	
<u>5,000 平方メー</u>	
<u>トルを超え、10,000 平方メ</u>	
<u>ートル以下のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
<u>e 同</u>	

	<u>10,000 平方メー</u> <u>トルを超え、25,000 平方</u> <u>メートル以下のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
<u>f 同</u>	<u>25,000 平方メー</u> <u>トルを超えるとき。</u>	<u>100,000 円</u>
(ウ) <u>非住宅部分（既に当該認</u> <u>定を受けた部分に限る。）</u>		
<u>a 当該非住宅部分の床面</u> <u>積の合計が 300 平方メー</u> <u>トル以下のとき。</u>		<u>4,800 円</u>
<u>b 同</u>	<u>300 平方メー</u> <u>トルを超え、2,000 平方メ</u> <u>ートル以下のとき。</u>	<u>13,500 円</u>
<u>c 同</u>	<u>2,000 平方メー</u> <u>トルを超え、5,000 平方メ</u> <u>ートル以下のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
<u>d 同</u>	<u>5,000 平方メー</u> <u>トルを超え、10,000 平方</u> <u>メートル以下のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
<u>e 同</u>	<u>10,000 平方メ</u>	

メートルを超え、25,000 平方メートル以下のとき。

80,000 円

f 同

25,000 平方メ

ートルを超えるとき。

100,000 円

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)以外の共同住宅等の住戸部分、共用部分及び非住宅部分

これらの部分について第 13 号の 17ウの規定により算出した額

(139) の 21 都市の低炭素化の促進

に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものを除く。）の変更認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

<u>ア</u>	<u>一戸建ての住宅の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>17,000円</u>
<u>イ</u>	<u>共同住宅等の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）</u>		
<u>(ア)</u>	<u>同時申請住戸数が1戸のとき。</u>	<u>同</u>	<u>17,000円</u>
<u>(イ)</u>	<u>同 2戸以上5戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>34,500円</u>
<u>(ウ)</u>	<u>同 6戸以上10戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>48,500円</u>
<u>(エ)</u>	<u>同 11戸以上25戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>70,000円</u>
<u>(オ)</u>	<u>同 26戸以上50戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>100,000円</u>
<u>(カ)</u>	<u>同 51戸以上100戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>140,000円</u>
<u>(キ)</u>	<u>同 101戸以上200戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>190,000円</u>
<u>(ク)</u>	<u>同 201戸以上300戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>250,000円</u>
<u>(ケ)</u>	<u>同 301戸以上のとき。</u>	<u>同</u>	<u>295,000円</u>
<u>ウ</u>	<u>一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体</u>		

について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(7) 共同住宅等の住戸部分（既に都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項（同法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）

a 当該住戸部分の住戸の総数が 1 戸のとき。

17,000 円

b 同

2 戸以上 5 戸以下のとき。

34,500 円

c 同

6 戸以上 10 戸以下のとき。

48,500 円

d 同

11 戸以上 25 戸以下のとき。

70,000 円

e	同	
	<u>26戸以上50戸以下</u>	
	<u>のとき。</u>	<u>100,000円</u>
f	同	
	<u>51戸以上100戸以</u>	
	<u>下のとき。</u>	<u>140,000円</u>
g	同	
	<u>101戸以上200戸</u>	
	<u>以下のとき。</u>	<u>190,000円</u>
h	同	
	<u>201戸以上300戸</u>	
	<u>以下のとき。</u>	<u>250,000円</u>
i	同	
	<u>301戸以上のとき</u>	
	<u>。</u>	<u>295,000円</u>
(イ)	<u>共用部分（既に当該認定</u>	
	<u>を受けた部分に限る。）</u>	
a	<u>当該共用部分の床面積</u>	
	<u>の合計が300平方メー</u>	
	<u>トル以下のとき。</u>	<u>55,000円</u>
b	同	
	<u>300平方メー</u>	
	<u>トルを超え、2,000平方メー</u>	
	<u>トル以下のとき。</u>	<u>90,000円</u>
c	同	



	<u>2,000 平方メー ルを超え、5,000 平方メー トル以下のとき。</u>	<u>140,000 円</u>
d	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メー ルを超え、10,000 平方メ ートル以下のとき。</u>	<u>180,000 円</u>
e	<u>同</u>	
	<u>10,000 平方メー トルを超え、25,000 平方 メートル以下のとき。</u>	<u>215,000 円</u>
f	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メー トルを超えるとき。</u>	<u>250,000 円</u>
(ウ)	<u>非住宅部分（既に当該認 定を受けた部分に限る。）</u>	
a	<u>当該非住宅部分の床面 積の合計が 300 平方メー トル以下のとき。</u>	<u>120,000 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300 平方メー トルを超え、2,000 平方メ ートル以下のとき。</u>	<u>190,000 円</u>
c	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メー</u>	

トルを超え、5,000平方メートル以下のとき。 275,000円

d 同

5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。 335,000円

e 同

10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき。 395,000円

f 同

25,000平方メートルを超えるとき。 450,000円

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)以外の共同住宅等の住戸部分、共用部分及び非住宅部分 これらの部分について第13号の18ウの規定により算出した額

(139) の22 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合に限る。）の変更認定申請手数料は、1件

につき認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ前 2 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増

加する部分の床面積))を  
合計した面積に応じ第 134  
号に規定する額と構造適合  
審査を必要とする一の建築  
物の床面積に応じ第 139 号  
の 9 イ(ア)及び(イ)に掲げる額  
を合計した額  
第 135 号ア及びイに掲げる  
手数料の区分に従い、それ  
ぞれ当該手数料の額と同一  
の額

ウ 建築設備の場合

(139) の 23 都市計画法 (昭和 43 年  
(139) の 17  
法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第  
1 号に掲げる用途地域に関する  
都市計画に基づく建築物の敷地

面積の特例許可申請手数料 1 件につき 160,000 円  
同

(139) の 24 (本文省略)  
(139) の 18  
(第 140 号から第 163 号まで省略)

(不返還)

第 7 条 既納の手数料は、返還しない。ただし、第 2 条第 125 号の  
3、第 125 号の 5、第 134 号の 2、第 139 号の 3、第 139 号の 9  
イ、第 139 号の 10 イ、第 139 号の 12 イ、第 139 号の 14 イ、第 139  
及び第 139 号の 14 イ  
号の 19 イ及び第 139 号の 22 イに定める手数料については、市長は  
、規則で定める場合は、規則で定める額を返還することができる  
。